

平成20年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成20年3月3日（月曜日） 午前10時07分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 1号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 4号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 5号 中頓別町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 9号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第11 議案第31号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第32号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第 2号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第 3号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第 6号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第 7号 中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第 8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第10号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第11号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第12号 中頓別町道路線の認定について
- 第21 議案第13号 中頓別町道路線の変更について
- 第22 議案第14号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算

- 第23 議案第15号 平成19年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
 第24 議案第16号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
 第25 議案第17号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算
 第26 議案第18号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
 第27 議案第19号 平成19年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
 第28 議案第20号 平成19年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
 第29 議案第21号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
 第30 請願第1号 地域医療の確保に関する請願

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君 | 2番 本 多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村 山 義 明 君 |
| 5番 星 川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 7番 藤 田 首 健 君 | 8番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|-----------|
| 町 長 | 野 邑 智 雄 君 |
| 教 育 長 | 福 家 義 憲 君 |
| 総 務 課 長 | 米 屋 彰 一 君 |
| 総 務 課 参 事 | 小 林 生 吉 君 |
| 総 務 課 参 事 | 遠 藤 義 一 君 |
| 総 務 課 主 幹 | 神 成 和 弘 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 柴 田 弘 君 |
| 産 業 建 設 課 参 事 | 中 原 直 樹 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 奥 村 文 男 君 |
| 保 健 福 祉 課 参 事 | 竹 内 義 博 君 |
| 教 育 次 長 | 石 川 篤 君 |
| 会 計 管 理 者 | 高 井 秀 一 君 |
| 国 保 病 院 事 務 長 | 青 木 彰 君 |
| 自 動 車 学 校 長 | 浅 野 豊 君 |
| 南 宗 谷 消 防 組 合 | |
| 中 頓 別 支 署 長 | 鳥 田 博 君 |
| こ ども 館 館 長 | 平 中 静 江 君 |

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 和田行雄君

議会事務局書記 田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成20年第1回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前10時07分)

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において6番、柳澤さん、7番、藤田さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
議会運営委員長の報告を求めます。
星川さん。

○議会運営委員長（星川三喜男君） おはようございます。議会運営委員会報告。

平成20年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、1月29日、2月25日、2月28日に議会運営委員会を開催したので、その結果を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は、本日3月3日から3月12日までの10日間とする。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会する。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告の期限内に通告したのは5議員である。

4、町側から提案された同意案件1件、議案32件のうち、議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第31号、議案第32号については、議長発議でいきいきふるさと常任委員会に付託し、今定例会中に審査を行う。議案第22号から議案第30号までの平成20年度9会計予算案は、議長発議により、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、全案件を付託の上、今定例会中に審査を行う。そのほかの議案は、いずれも本会議で審議する。

5、陳情の取り扱いについて、閉会中に受理した「郵政民営化の見直しを求める意見書採択」に関する陳情、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うことを求める意見書提出に関する陳情は、いずれも郵送であり、全議員に写しを配付する取り扱いとした。

6、請願の取り扱いについて、閉会中に受理した請願第1号 地域医療の確保に関する

請願は、請願趣旨が明確であることから、委員会付託を省略して、本会議で審議する。同じく閉会中に受理した請願第2号「査定昇給制度」の導入にあたってその運用について慎重に検討することを求める請願は、慎重な審査が必要と判断し、いきいきふるさと常任委員会に付託を相当とする。

7、本定例会での委員会審議において、前定例会と同様に自由討議を行う。自由討議は、議案の説明後、質疑と討論の間に委員間同士で行い、合意形成に資するものとする。委員会での自由討議は、賛成、反対を表明せず、多角的、多面的に自己の意見を述べる場とし、賛否の意見表明はあくまで討論で行うものとする。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮ります。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日3月3日から3月12日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月3日から3月12日までの10日間とすることに決しました。

お諮りします。委員会審査などのため、3月4日から3月8日までの5日間と3月10日から3月11日までの2日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月8日までの5日間と3月10日から3月11日までの2日間は休会とすることに決定しました。

お諮りします。3月9日は日曜日であり、議会休日の日ですが、サンデー議会として特に会議を開くことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、3月9日は会議を開くことに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（石神忠信君） 日程第4、諸般の報告を行います。

先ほど議会運営委員長から報告があったとおり、本日までで受理した請願のうち請願第2号「査定昇給制度」の導入にあたってその運用について慎重に検討することを求める

請願につきましては、お手元に配付した写しのとおりいきいきふるさと常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

議長一般報告につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

なお、例年各町村で持ち回りで開催されている管内町村議会議員研修会について、本年度は本町で開催されることが決定されておりますが、講師である関西学院大学、小西砂千夫先生の都合により日時が未定となっておりますが、先般議長会事務局から連絡がありまして、5月23日金曜日午後2時から町民センターで実施する運びとなりましたので、ご報告いたします。開催に当たりましては、各議員、町長初め職員各位のご支援をよろしくお願い申し上げます。

監査委員の例月出納検査報告につきましては、別紙のとおりでございます。

所管事務調査報告は、常任委員長からいたさせます。

柳澤さん。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） 本委員会においては、閉会中の所管事務調査といたしまして、国保病院の運営状況について、2点目は中長期行財政運営計画、行財政改革の施策について、基本計画及び各種計画について、3点目は学校施設の利活用について、4点目、こども館の運営状況について、5点目、自治基本条例等についての合わせて5件について調査をいたしました。

それでは、調査報告をいたします。

平成20年3月3日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、柳澤雅宏。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

調査事項、国保病院の運営状況について。

調査の方法、資料による検討と説明聴取。

調査の期間、平成20年2月13日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、閉会中に国保病院の運営状況について所管事務調査を実施し、経営の現状と改善方法等について事務長から説明を受けた。

これらの調査の結果、意見は、以下のとおりである。

平成19年12月末時点の国保病院決算見込では、損益計算のうち資産関係分を除いた経営収支は、1億62万8,000円の赤字であり、平成18年度決算額1億2,068万9,000円の赤字に比べ、2,006万1,000円改善される見通しである。

資産関係分を含む当年度経常損益は、平成18年度2,749万1,000円の損失から、300万円の純利益となる予定である。これは、「公的資金保証金免除繰上償還に係る公営企業健全化計画」に基づき、昭和57年に建設した病院本体の借入金（利息7%・

残高1億5,800万1,000円)を繰上償還し、借換え(利息3%)にするため累積欠損金を毎年度計画的に削減する必要があるためである。

また、収益向上のための対策として、現行の入院基本料区分である特別入院基本料(看護配置15:1未満)から15:1入院基本料の適用をめざす方針が示された。

赤字体質が続く病院経営にとって大きな試金石となるのは、国が示した「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日・総務省自治財政局長通知。以下「ガイドライン」という。)である。

ガイドラインでは、全国の公立病院に対し、次の三つの視点から、平成20年度内に「公立病院改革プラン」を策定し、病院経営の改革の道筋を描くよう求めている。

一つは、「経営効率化」であり、3年程度で一般会計からの繰出し後に経営黒字が達成される水準を目途とし、病床数(利用率70%以下)の見直しや給与・定員管理の適正化を通じて民間病院並みの効率性を確保することである。

二つ目として、「再編・ネットワーク化」を掲げ、地域医療計画との整合性を重視し、二次医療圏の単位で経営主体の統合と機能分担等のモデルパターンを示している。

三つ目として、「経営形態の見直し」について、人事・予算等の実質権限と結果責任を経営責任者に一本化し、その選択肢として、地方公営企業法の全部適用、指定管理者制度などの導入を示唆している。なお、二、三点目は、5年程度の計画で達成することを標準としている。

都道府県は、「再編・ネットワーク化」及び「経営形態の見直し」について、市町村と共同して自ら計画、構想等を策定することも含め、積極的に参画する役割が強く求められている。道保健福祉部では、ガイドラインを先取りする形で、すでに「自治体病院等広域化・連携構想(素案)」を示し、公立病院を抱える各市町村に対して検討を促している。

【意見】

公立(国保)病院の経営は、診療報酬引下げなどの影響により非常に厳しい局面にある。

また、地方自治体財政健全化法により、平成20年度決算から連結決算が適用されるため、病院経営の悪化は、そのまま町財政の指標を悪化させることにつながる。

規模の大小や都市・地方など、公立病院が置かれた状況や役割は様々であり、一律に論じることはできず、その機能や性格ごとに議論されるべきである。

ガイドラインでは、公立病院をはじめとする公的医療機関の果たすべき役割について、「地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供する」ことにあると明言している。

言い換えれば、へき地医療や、救急救命など不採算分野を担うことは、住民の「命」を守るべき行政の使命であり、経済第一主義、経営の合理化あるいは効率化が先行するような改革に舵を切ることはいかなる形態にせよ地方の公立病院を維持することは難しい。

これまで不鮮明だった繰入基準や経営責任などを明確化したとしても、国の医療費削減計画が前提にある限り、いかなる形態にせよ地方の公立病院を維持することは難しい。

へき地医療、小規模自治体の実態を把握した上での指針でなければ、「公立病院削減ガイドライン」と名乗るしかない。

重要なのは、地方の医療体制への不安を一掃し、住み慣れた地域で安心して住みつけられるしくみを再構築することである。

むしろ、診療報酬の引下げ、地方における医師・看護師の不足から発生する赤字を解消するための抜本策を国は提示する責任がある。

地方の医療ニーズを汲み上げた上で、国が大胆に財政投与の処方箋を調製し、住民の不安を解消すべきである。それが、公立病院を存続させ、すべての住民が平等に医療を受けるための第一歩である。

以上。

続きまして、中長期行財政運営計画、行財政改革の施策について、基本計画及び各種計画について報告いたします。

調査の方法、資料による検討と説明聴取。

調査の期間、平成20年2月13日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、閉会中に中長期行財政運営計画、行財政改革の施策と基本計画及び各種計画について所管事務調査を実施した。

調査の結果、集約をみた意見は次のとおりである。

【意見】

町の基本計画と中長期行財政運営計画、公債費適正化計画等との整合性、連動性までは確認するに至らなかった。

今後とも、予算執行の調査等を通じ、これらの諸計画の実現性を検証するものとする。

なお、教育委員会の役場庁舎移転に伴う町民センター及び社会教育施設の管理と利用に関しては、施設利用率の低下や社会教育の水準低下を招かないよう十分な対策を取るべきである。

以上。

続きまして、学校施設（中高、敏音知小等）の利活用について報告いたします。

調査の方法、資料による検討と説明聴取。

調査の期間、平成20年2月13日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、閉会中に学校施設（中高、敏音知小等）の利活用について所管事務調査を実施した。

調査の結果、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

(1)、旧敏音知小学校の活用については、「そうや自然学校」として平成20年度から運営したいとの方針が示された。これまでのところ、森林療法などに代表される癒しと

体験・滞在型のメニューで集客を図り、定住化につなげる手法が取られているが、事業成功の正否は携わる人材にかかっている。運営形態は、平成20年度は町直営となるが、翌年度以降は未定である。いずれの運営になろうとも独立採算を堅持し、赤字にならないようにすべきである。

(2)、中農高の施設利用については、職員住宅2棟を平成20年、21年で改修整備し、グループホーム、ケアホームとして活用する方針が示されたが、事業費、財源内訳などは定まっていない。

なお、財産譲渡・貸与の具体的な協議は、今後道教委と交わされる段階である。

天北厚生園本体については、生徒寮（男子寮及び女子寮）を活用することを検討中である。残る施設の活用にあたり、現在同園が実施している養鶏、キノコ栽培などで利用できる施設があると考えられる。また、同園が利用しない施設も含めて、施設全体の利用計画を立て、取り壊し前に道教委に申し出るべきである。

以上。

続いて、こども館の運営状況について報告いたします。

調査の方法、資料による検討と説明聴取。

調査の期間、平成20年2月25日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、閉会中にこども館の運営状況について所管事務調査を実施した。

調査資料として、平成20年度こども館入会申込状況及び児童クラブ入会申込状況が提出された。資料によれば、平成20年度の合計で保育所・幼児クラブの入館予定者は40名（前年度実績49名）、児童クラブにおいては、23名（前年度実績19名）である。

これらを踏まえ、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

今後、認定こども園が子育て支援の第三の施設として交付税措置の対象となる可能性はあるが、現在の町財政の状況を勘案したとき、数年以内に保育所に一本化し、歳入増（赤字削減）を図るべきである。

以上。

続きまして、自治基本条例等についてご報告いたします。

調査の方法、資料による検討と説明聴取。

調査の期間、平成20年2月25日。

場所、議場。

調査の結果、本委員会は、閉会中に自治基本条例等について所管事務調査を実施した。

本件については、策定作業が遅れており、条例提案は3月定例会から本年6月定例会での条例提案に延期される見通しが示された。

調査の結果、次のとおり意見の集約をみた。

【意見】

本委員会は、3月中にとりまとめられる中間報告の早期提出を望むものである。

また、今後のパブリックコメント（事前説明）については、様々な町民から多種多様な意見が集まるよう工夫されたい。

以上。

なお、福祉灯油については、閉会中の調査事項にしておりましたが、昨年末の第4回臨時会で、単年度措置とはいえ制度が実施されましたので、報告書を割愛させていただきます。

以上で所管事務調査報告を終わります。

○議長（石神忠信君） 以上をもちまして諸般の報告は終わりました。

◎行政報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、行政報告を行います。

行政報告につきましては、一般行政報告と教育行政報告があります。

初めに、一般行政報告として町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

野邑町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成20年第1回中頓別町議会定例会を招集いたしましたところ、何かとお忙しい中全員の議員さんの出席をいただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。

それでは、私のほうから行政報告を1点だけさせていただきますと思います。

酪農・畜産基本政策及び畜産物価格等に関する要望行動についてであります。

2月の15日に北海道町村会農政常任委員会（委員長 北奈井江町長）の委員として、北海道酪農振興町村長会議（会長 伏見大樹町長）の役員の皆さん方と合同で農林水産省や北海道選出国會議員に対して、WTO・EPA交渉における適切な国際規律の確立、また平成20年度酪農・畜産物価格の引き上げ、次に畜産物の安全・安心の確保に向けた対策の推進、酪農・畜産関連施策の推進、5点目には飼料等価格高騰対策の推進など5点について要望してまいりました。

なお、結果につきましては、2月の21日、新聞等で報道された結果であります。

なお、一般行政報告につきましては、12月26日から昨日までのものを印刷物で配付しておりますので、ごらんをいただいてご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（石神忠信君） それでは、引き続き、教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

福家教育長。

○教育長（福家義憲君） おはようございます。私のほうから1点ご報告させていただきますと思います。

北海道教育庁から社会教育主事派遣の決定についてであります。

平成19年2月に策定した「中頓別町まちづくり・生涯学習推進計画」の推進と地域活性化の拠点として、旧敏音知小学校を活用し、平成20年度から開設する「そうや自然学校」を運営推進するために、充実した運営体制の確立が必要であることから、北海道教育庁に優れた知識と経験を持つ社会教育主事の派遣を要請していたところであります。20年2月19日付で北海道教育庁から20年度からの派遣決定の通知がありました。派遣による受入期間につきましては、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間となっております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） これにて般行政報告は終了いたしました。

◎同意第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所でありますけれども、枝幸郡中頓別町字弥生108番地。氏名、小野洋一。生年月日は、昭和35年3月3日生まれの48歳であります。

小野洋一さんは、平成14年5月に固定資産評価審査委員会委員に就任されまして、ことしの5月で2期目の任期が満了になりますが、今までの経験を生かしていただき、再度委員としてご協力をいただきたいと思いますと考えておりますので、満場一致でのご同意をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号について採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第31号、議案第32号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、議案第1号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第8、議案第4号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の制定の件、日程第9、議案第5号 中頓別町特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第10、議案第9号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の制定の件、日程第11、議案第31号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件、日程第12、議案第32号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題とします。

提出者より簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第1号、4号、5号、9号、31号、32号、それぞれ担当課長のほうから説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 一括提案の条例改正の要旨につきましては、先に配付済みでございますが、簡略に説明させていただきます。

議案第1号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例の改正は、地域振興、地域再生推進、環境保全対策、まちづくり・生涯学習計画の推進など町長部局と教育委員会が連携して効率的、合理的に施策推進するため、組織機構の一部を見直し、まちづくり推進課を新設するものでございます。

議案第4号 そうや自然学校の設置及び管理等に関する条例の制定について。

本条例は、廃校となった旧敏音知小学校の校舎を利用し、中頓別町の豊かな自然環境を生かして地域の青少年の健全な育成と都市と農村の交流によるまちづくりを推進するため、そうや自然学校を設置するものでございます。

議案第5号 中頓別町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、後期高齢者医療制度が老人保健制度にかわり20年4月1日より実施されることから、新たに特別会計を設置し、事業の円滑な運営を行うものでございます。

議案第9号 中頓別町後期高齢者医療に関する条例の制定について。

本条例は、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が実施されることから、本町において実施する事務等について条例制定するものでございます。

議案第31号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、後期高齢者医療事業の実施に伴い、国民健康保険の保険者として後期高齢者医療事業に対し支援金を納付することになり、その財源として介護保険事業と同様に後期高齢者支援金等課税額を制定するものでございます。また、老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主について、国民健康保険税を年金から特別徴収するための改正でございます。

議案第32号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例の改正は、そうや自然学校の設置に当たって、地方自治法第244条の2第2項に規定する重要な公の施設に位置づけるとともに、議会の議決に付すべき利用と廃止に関する規定を定めるものでございます。

以上で説明を終わりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりました。

一括提案で総括的な質疑がありましたら、質疑を行いたいと思います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第31号、議案第32号は、いきいきふるさと常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第31号、議案第32号は、いきいきふるさと常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。ただいまいきいきふるさと常任委員会に付託しました議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第31号、議案第32号については、会議規則第46条第1項の規定によって、今定例会中に審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第31号、議案第32号については、今定例会中に審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

◎議案第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、議案第2号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第2号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 議案第2号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本条例は、平成20年3月31日で期限を迎えるわけですが、中長期財政運営計画で住民のニーズに合わせて内容を充実させ、今後も継続していくとされております。総合計画と連動させながら期限を延長するものでございます。

中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例。

中頓別町いきいきふるさと推進条例（平成15年中頓別町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成20年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 中頓別町いきいきふるさと推進条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第14、議案第3号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第3号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 議案第3号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本条例の改正は、条例第23条第1号の別表3は表記誤りであることから、修正するものでございます。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

職員の旅費に関する条例（昭和27年中頓別町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第23条中「別表3」を「別表2」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第15、議案第6号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第6号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定について、教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） 議案第6号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

今回の改正につきましては、寿スキー場の利用促進を図るため、10名以上の利用者を

対象に団体券（1日券）を新設するものでございます。

36ページをお開きください。中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例。

中頓別町営寿スキー場設置条例（昭和55年中頓別町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中の別表2を次のように改める。

新旧対照表でご説明いたします。37ページをお開きください。現行につきましては、右側でございます。改正につきましては、昨年12月に議決をいただきましたものに普通券（1日券）の下段に団体券（1日券）を新設するものでございます。町民にありましては、中学生以下が680円、高校生以上が1,050円といたしました。町民以外につきましては、中学生以下が810円、高校生以上が1,360円、おおよそ1日券の半額程度であります。摘要といたしまして、10名以上（ただし、土・日祝日・各種大会を除く）とさせていただきます。また、学校授業につきましては、条例第6条第3項の規定により対応いたしたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 原案について今どうこうしろという意味ではなくて、別な観点で教育長に質問いたします。

まず、公教育という理念、おわかりだと思っておりますけれども、公教育の場面で町内、町外の分け方というのはなじまないものがございまして、しかも、この施設は社会教育施設として位置づけられるわけでありまして、そこで例えば少年の家だとか青年の家が当町で開設されたとして、それを町外、町内に分ける、そんな理念は公教育には存在しないのです、基本的には。そこで、これはこれとしていいですけれども、将来的に、私が今言った公教育の理念からすると少なくとも学校が授業として行う場合にまで町外、町内の格差を求めるとは基本的になじまないものがあると思っておりますので、今後これらのことを検討するという考えがとおりかどうか、そこだけお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 福家教育長。

○教育長（福家義憲君） 今ご意見ありました点につきましては、十分検討しなければならぬのかなと思っておりますけれども、今までも町外、町内同じ金額でやってきておりました。それにつきましては、今回改めさせていただきます町民以外のということで新たに設けましたので、ご意見は十分わかるような気がいたしますけれども、授業等においても町民以外の生徒等の利用料につきましては、先ほど次長が申しあげましたように減免措置の規定によって今行われてきておりますし、今後とも行っていきたく思っておりますけれども、町民以外のということが新たに設けられましたので、それに沿った引き上げ等に基づいて、町民以外の児童生徒につきましてはそれなりのご負担をいただきたいなというぐあいに考えておりますけれども、さらに今後における検討課題にさせていただき

ればなと思っております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 団体料金というのをまず設定したということと、あと教育関係はスキー授業などに使う場合は町長の減免措置というような形をとるとのことなのですが、それについて以前全く規定とか文言がないということが一度問題になっていたと思うのですが、スキー授業に関して文章化された、そういった資料などは作成されましたか。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） 学校授業につきましては、これまで明確な規定がありませんでしたので、今回の改正に伴いまして減免措置に関する取り扱いの要綱を定めさせていただきました。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 内容も確認したいと思いますので、この場でなくてもいいのですが、提示していただければと思います。お願いいたします。

○議長（石神忠信君） すぐできますか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 暫時休憩にしたいと思います。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

皆さんのお手元に先ほどの減免措置に関する取り扱い要綱のペーパーが配付されておりますので、これに基づいて教育次長のほうからご説明お願いいたします。

石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） ご説明いたします。

中頓別町営寿スキー場設置条例第6条第3項による学校授業における利用料減免措置に関する取り扱い要綱を定めさせていただきました。

まず、19年度までの減免措置であります。スキー場の開設時間が10時から16時でありまして、6時間あります。学校授業は2時間以内ということでありまして、まず中学生以下の算定につきましては1日券が1,360円で、これを6時間で割りまして学校授業の2時間を掛けますと453円なのですが、おおよそこれの9掛け程度で400円をいただいております。それから、高校生以上の算定につきましては、1日券が2,100円で、これも同じ方法で計算をいたしまして、約700円なのですが、これの7掛け程度ということで500円をいただいております。

次に、今回の改正による減免措置であります。町民につきましてはこれまでと同額であります。町民以外の算定につきましては、中学生以下が改正後1,630円、改正前が1,360円ということで、割り返しをいたしますと1.2倍となります。それで、400円の1.2倍ということで480円。それから、高校生以上につきましては、改正後が2,730円、改正前が2,100円ということで、割り返して1.3倍であります。500円の1.3倍ということで650円とさせていただきました。一番下の表が学校授業における減免措置ということで、町民は変わりありませんが、中学生以下が480円、高校生以上を650円とさせていただきました。

以上であります。説明を終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりました。

質疑ございますか。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 中学生以下が0.9で高校生以上は0.7、同じ2時間程度の利用だと思えますけれども、どうしてこのような違いになるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） 学校授業でありまして、ほとんどが中学生以下、高校生もいるのですが、小学生がほとんどでありまして、小学生につきましては教える立場といえますか、乗るというよりは指導する立場ということもありまして、0.7掛けであります。

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を開きます。

福家教育長。

○教育長（福家義憲君） 今までの減免措置の金額等につきましては、中学生以下が400円と高校生以上が500円ということにしておりまして、その根拠はどうかかなということで調べておりました。その調べた結果なのですが、過去にどういう考え方でしているのかというのがよく判明しなかったということで、現在いただいております400円、500円を逆算してみたところ基本的に中学生以下については算定額の大体9割程度、それから高校生以上の額が算定額の7割程度を実際にもらっていたということで、逆算した中での0.9、0.7ということでありますので、そういうことでご理解をいただければなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原史騎君） 基本のお話として、根拠のないものがまずあったということでよろしいですね。その上で、根拠をつけたような答弁があったということだと思うのです。

が、今後の話でいいと思うのですが、今後町民と町民以外で料金が分かれて、中学校単位ぐらいであればいいと思うのですが、浜高の場合一人一人で料金が違くと、中頓別出身者は400円、浜頓や猿払だったら480円だよなんていう教室での徴収風景が浮かぶのですが、そのような場合、今寿スキー場については振興公社のほうの指定管理のもとで行っていると思いますので、円滑に学校教育などを進められるような協議をして進んでいただければと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（石神忠信君） 福家教育長。

○教育長（福家義憲君） 先ほど言いましたように基本的に400円、500円としたのは、恐らく過去には根拠があったのだらうと思います。ただ、その残っている資料等がどうも見当たらないというだけでありまして、根拠があったのだらうと思います。

今の後段のことにつきましては、振興公社とも十分協議といいますか、しながら問題等が生じないように進めていきたいなということでもありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 中頓別町営寿スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第16、議案第7号 中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第7号 中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第7号 中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
改正の要旨ですが、本改正につきましては、平成20年4月1日より老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律にかわることから関連条文を改正するもので、ここに記載されております改正要旨につきまして一部誤りがありますので、訂正をしたいと思います。ここに後段で対象年齢の拡大による改正も含めておりますが、今回の改正につきましては拡大の改正はしておりませんので、関連条文の改正だけということでご理解いただきたいと思います。

新旧対照表で説明をさせていただきたいと思います。第2条第1項第6号につきまして、「老人保健法第46条の5の2第4項」につきまして「高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項」に改めるものでございます。

なお、後段、「第28条第1項第1号」につきましては、「第67条第1項第1号」に改めるものでございます。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号 中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第17、議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

今回の改正につきましては、平成20年4月1日より老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律にかわることから、関連条文を改正するものでございます。

新旧対照表で説明をしたいと思います。第2条第2項第3号では、学校教育法が改正されておりまして、「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改正をするものでございます。

第3項では、根拠法令が老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律となることに伴う改正で、新たに第7号で高齢者の医療の確保に関する法律を加えるものでございます。

第4項では、「（重度心身障害者については、老人保健法の規定による医療に関する給付を含む。）」を削除するものでございます。

次に、「以下この条例において同じ」を「以下同じ」に改めるものでございます。「（重度心身障害者については老人保健法の規定による医療に関する給付を含む。以下この項において同じ。）」を削るものでございます。

第6項では、「老人保健法第46条の5の2第2項」を「高確法第78条第4項」に改め、「第28条第1項第1号」を「第67条第1項第1号」に改めるものでございます。

第3条につきましても、第3条第3号ウを65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、または、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者とするものでございます。

また、エとして、医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間と定めるものでございます。

第7条では、「（老人保健法による医療給付の対象者は併せて健康手帳）」の部分削除するものでございます。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上で終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第18、議案第10号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第10号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、保健福祉課参事に内容の説明をいただきます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 議案第10号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正内容につきましては、別紙、63ページの中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定の要旨で提案の内容をご説明させていただきます。

今回の改正は、平成17年度税制改正による高齢者の非課税限度額の廃止に伴って介護保険料の負担が増加する被保険者に対して、急激な負担を緩和し、段階的に本来負担すべき介護保険料に移行できるよう平成18年、19年度において保険料の激変緩和措置を講じられていました。引き続き平成20年度も講ずることができるよう、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が平成19年12月12日に政令第365号として公布されたことから、中頓別町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

緩和措置内容につきましては、平成20年度保険料の緩和措置の内容で、附則第2条第4項第1号は第1段階から第4段階に上昇した被保険者の保険料として3万9,800円、附則第2条第4項第2号は第2段階から第4段階に上昇した被保険者の保険料として3万9,800円、附則第2条第4項第3号は第3段階から第4段階に上昇した被保険者の保険料として4万3,600円、附則第2条第4項第4号は第1段階から第5段階に上昇した被保険者の保険料として4万8,000円、附則第2条第4項第5号は第2段階から第5段階に上昇した被保険者の保険料として4万8,000円、附則第2条第4項第6号は第3段階から第5段階に上昇した被保険者の保険料として5万1,800円、附則第2条第4項第7号は第4段階から第5段階に上昇した被保険者の保険料として5万5,600円とするものでございます。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上、議案第10号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について提案の内容のご説明を申し上げました。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 激変緩和措置を1年間引き延ばすというものなので、そのことには賛成です。税制の改正で介護保険料の負担というものが大変なものになっているというのは今のご説明でわかったわけですが、例えば第1段階の人でしたら今まで年間2万4,000円の介護保険料を払っていたものが本来、つまり21年度からは2倍の4万8,000円を払うことになるのではないかなと思うのです。この最も厳しいところは、第1段階から第5段階に上昇した方なのでありますが、今まで年間2万4,000円だった保険料が第5段階ですから恐らく年間6万円に上がるのだと思います。それぞれの段階が変わった方々、何人ぐらいずついらっしゃるか人数はわかりますか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 第1段階から第4段階になる方につきましては、これは平成20年度の予算見込み、これは現状の状況に合わせて予算措置をしていますけれども、6人、それから第2段階から第4段階に移られる方、この方はゼロ、それから第3段階から第4段階に移られる方が13名であります。ですから、第4段階につきましては、19名です。それから、第1段階から第5段階に移られる方は1名、それから第3段階から第5段階に移られる方が37名、それから第4段階から第5段階に移られる方が33名、合計で約90名ということですのでうちのほうで今現在とらえております。

（何事か呼ぶ者あり）

○保健福祉課参事（竹内義博君） 失礼しました。

第2段階から第5段階につきましては、該当者はいないということで、よろしく申し上げます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第19、議案第11号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第11号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 議案第11号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正の趣旨でありますけれども、平成17年6月に提言されました中小企業政策審議会基本政策部会の信用補完制度のあり方に関する検討小委員会の委員会取りまとめを受け、社団法人全国信用保証協会連合会で取りまとめました保証審査事務ガイドラインを北海道信用保証協会でも遵守されております。この保証審査事務ガイドラインでは、連帯保証人の申し受け基準が一般保証については個人は無保証人、法人は代表者のみに変更されており、取り扱い金融機関においても保証審査事務ガイドラインに沿った取り扱いをしていることから、本条例の整備を行うものであります。

66ページですが、中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例。

中頓別町中小企業振興資金融資条例（昭和36年中頓別町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号を次のように改める。

（4）担保及び保証人 この制度による融資を取扱う金融機関の定めによる。

同条同項第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

以上、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 中頓別町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第20、議案第12号 中頓別町道路線の認定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第12号 中頓別町道路線の認定について、産業建設課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 議案第12号 中頓別町道路線の認定についてご説明いたします。

内容につきましては、平成4年度から平成10年度にかけて整備を行いまして林道として管理を行ってきた林道岡本線を今回町道認定を行って、今後町道豊泉旭台線として管理を行っていくものでございます。路線の位置につきましては、別添の資料のとおりでございます。

中頓別町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり認定する。

記、整理番号207、路線名、豊泉旭台線、供用開始の区間、起点、字豊泉49番3、終点、字旭台191番1、延長4,524.45メートル、用地幅員、最大46.54メートル、最小8.66メートル。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号 中頓別町道路線の認定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 中頓別町道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第21、議案第13号 中頓別町道路線の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第13号 中頓別町道路線の変更について、産業建設課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 議案第13号 中頓別町道路線の変更についてご説明をいたします。

内容につきましては、平成16年度から平成18年度の3カ年間で整備を行いました町道2条通り線について、道路改良に伴う変更及び地籍調査による起点、終点地番の変更により今回変更するものでございます。

中頓別町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり変更する。

記、1、変更前の路線、整理番号99、路線名、2条通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別23、終点、字中頓別180、延長783メートル、用地幅員、最大14.55メートル、最小12.72メートル。

2、変更後の路線、整理番号99、路線名、2条通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別23番5、終点、字中頓別180番1、延長787.79メートル、用地幅員、最大12.50メートル、最小7.27メートル。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 延長で約4.79メートルほど長くなっているわけですが、起点と終点が資料としていただきました地図ではちょっと小さいというか、わかりにくいのですが、起点と終点、目印になるような建物とか、わかりやすく建物なんかの目印、それについて教えていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事、目印の家か何か教えてほしいということですが。

○産業建設課参事（中原直樹君） まず、起点が、この赤の矢印ありますけれども、その上のほうが起点になります。それで、路線としては町道中頓別駅前線につながる場所からなので、農協の倉庫等があるところです。終点が旧森永乳業の事務所等があるところ、住友さんの住宅のところが終点です。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号 中頓別町道路線の変更の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 中頓別町道路線の変更の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第22、議案第14号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第14号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 平成19年度中頓別町一般会計補正予算をご説明いたします。

第1条は、歳入歳出の補正で、既定の歳入歳出の予算額に歳入歳出それぞれ6,229万5,000円追加、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ33億6,100万8,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正を行うものです。

4ページをお開きください。4ページで追加の部分で事業名と書いてありますが、これを期間に訂正をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） してあります。

○総務課長（米屋彰一君） 申しわけありません。

第2表、債務負担行為補正（追加）では、農業経営基盤強化資金利子助成金で期間は平成19年度から33年度の15年間、借入金1,697万円に対する利率0.27%の年賦利子とするものです。中頓別弥生線道路改良工事で期間は平成19年度、20年度の2年間、限度額6,000万円とするものです。

第3表、地方債補正では、過疎対策事業で限度額の変更で、変更後における限度額を220万円減額して1億3,250万円とするもので、減額の要因は事業費の変更によるものです。公有林整備事業は限度額の変更で、変更後における限度額を20万円減額し480万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、19ページ、事項別明細書、歳出から説明いたします。今回の補正については、多くの款において人件費、物件費あるいは事業に係る既定予算の不用額を精査し、

減額する内容となっております。

○議長（石神忠信君） 和田議会事務局長。

○議会事務局長（和田行雄君） それでは、議会費について私のほうから説明をいたしたいと思います。1款1項1目議会費の補正の内容についてご説明を申し上げます。議会費につきましては、87万9,000円の減額補正でございます。内訳につきましては、議員3名が昨年3月をもって辞職されたということございまして、4月分報酬の減、それから一部改正に伴いまして報酬の日割り計算等による減がございまして、報酬が54万7,000円の減というふうになっております。また、議員辞職3名の一月分の共済費の減、それから負担金率のアップによりまして我々職員共済組合負担金の増によりまして共済費が最終的に2万5,000円の減というふうになっております。それから、職員手当等、旅費、交際費につきましては、それぞれ決算見込みに基づき減額をするものでございます。11節の需用費につきましては、議会活動の活発化によりまして議会だよりのページ数が4ページふえたということによる増額であります。

以上、甚だ簡単ではございますけれども、議会費の補正予算の説明にかえさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） それでは、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では4,090万5,000円減額し、補正後の予算額を5億2,705万5,000円とするものです。内容は、2節給料から19節負担金補助及び交付金で各節の予算精査、経費節減等により見込まれる不用額を減額するものです。

2目財産管理費では100万円を減額するもので、予算精査、経費節減等により見込まれる不用額を減額するものです。

3目文書広報費は19万5,000円減額するもので、印刷費を中心に見込まれる不用額を減額するものでございます。

5目企画費では14万9,000円の減額ですが、内容は19節負担金補助及び交付金の中頓別ハイヤー運営補助金の不足が見込まれることから不足分として30万円追加するほかは、予算の精査、経費の節減により生じる不用額を減額するものでございます。

6目公平委員会費では、9節旅費8万6,000円を減額。

7目交通安全対策費では、交通指導員の費用弁償等見込まれる不用額30万円を減額。

9目バス転換関連施設維持管理費では、主に光熱水費、消耗品費等の節約による不用額30万9,000円を減額。

12目一流の、中頓別づくり推進事業費では、288万3,000円を減額。

13目政策推進費では137万2,000円の減額で、1節報酬から19節負担金補助及び交付金を予算の精査に伴い不用額を減額するものです。

2項徴税费、1目税務総務費では48万9,000円の減額で、内容は19節の軽自動車申告事務負担金の不足分として1,000円追加するほかは、各節予算の精査、経費の

節減により生じる不用額を減額するものです。

3項戸籍住民登録費では308万3,000円を追加し、主な内容は委託料で住基ネット機器更改委託料で360万7,000円を追加するものです。

4項選挙費では37万1,000円の減額で、主な内容は6目参議院議員選挙費で参議院選挙費委託金確定に伴い減額するものです。

5項統計調査費、1目統計調査総務費では2,000円の減額で、各節の予算精査により減額するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では26万円の減額で、各節予算の精査により生じる分を減額するものです。

2目老人福祉費では324万4,000円の減額で、13節委託料で後期高齢者医療制度激変緩和によるシステム改修委託料230万円を追加するほか、20節扶助費で老人福祉施設措置費を実績見込みをもとに500万円減額するほか、各節精査により生じる不用額を減額するものです。

4目障害者福祉費では1,143万2,000円の減額で、内容は19節の天北厚生園運営等補助金160万4,000円、20節の施設訓練等支援費982万5,000円の減額、就労意欲促進給付金の93万1,000円の追加、バス交通助成6万7,000円追加するほか、各節精査により減額するものでございます。

7目地域福祉対策事業費では40万円の減額で、内容は重度肢体不自由者等交通費助成金の不用額を減額するものです。

2項児童福祉費、1目乳幼児医療費では、20節の医療費補助対象分50万円の減額。

2目児童措置費では、19節で南宗谷子ども通園センター負担金26万円の減額。

4目児童福祉施設費では、11節の神社公園電気料2万円の減額。

5目保育所費では56万5,000円の減額で、1節報酬から19節負担金補助及び交付金の各節において予算精査、経費の節減等による不用額をそれぞれ減額するものでございます。

6目こどもセンター費10万8,000円の減額。

8目地域子育て支援センター費2万4,000円の減額で、各節における見込まれる不用額をそれぞれ減額するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、各節において実績見込みをもとに不用額21万円の減額。

2目母子衛生費では、健診委託料の不用見込額を6万円減額するものです。

5目病院費では1億3,152万5,000円の追加補正で、内容は19節では企業債利子分、研究研修費分で19万2,000円追加、不採算運営費分、運営事業補助分、累積欠損金解消分として1億3,104万円を追加、24節で医療機械器具購入（過疎債分）10万円を減額、建設改良費39万3,000円を追加するものです。

7目老人保健費では117万5,000円の減額で、主な内容は13節委託料で各種委

託料の実績見込みをもとに不用額を減額するものでございます。

8目地域保健対策費では、保健推進員に係る費用弁償分の不用額を減額するものです。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では4万3,000円の減額で、会長交際費、各種会議負担金の不用額を減額。

2目農業振興費では、各節における実績見込みをもとに41万4,000円を減額。

3目畜産業費では362万7,000円の減額、旅費、需用費、委託料、負担金において実績見込みをもとに不用額を減額するものです。

4目有害鳥獣駆除対策費では25万9,000円の減額、実績見込みをもとに減額するものでございます。

続きまして、28ページでございます。2項林業費、1目林業振興費では586万1,000円の減額で、共済費から負担金補助及び交付金までの各節において見込まれる不用額を精査し、減額するものです。

2目林道費では184万1,000円の減額で、内容は共済費から負担金補助及び交付金の各節において事業完了に伴い見込まれる不用額を精査して、減額するものです。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費では6,000円の追加で、内容は中小企業振興資金利子補給補助金を追加するものです。

2目観光費では147万円の減額で、12節役務費、13節委託料の各節において不用の見込まれる額を減額するものです。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、印刷製本費1万円の減額。

2項道路橋梁費、1目道路維持費では180万8,000円の減額、内容は賃金から原材料までの各節における不用見込額を減額するものです。

2目橋梁維持費では、7節賃金、11節需用費、16節原材料費の不用額として10万1,000円を減額。

3目道路新設改良費では、委託料、工事請負費で8万円を減額するものです。

3項河川費、1目河川総務費は、賃金、委託料で7万8,000円を減額。

5項住宅費では、1目住宅管理費は3万2,000円を減額。

2目住宅建設費では173万4,000円の減額で、主な内容は住宅建設促進助成金の不用見込額を減額するものでございます。

9款消防費、1項消防費、1目消防費は、19節負担金補助及び交付金で南宗谷消防組合負担金173万8,000円を減額、内容につきましては47ページの消防費をご参照いただきたいと思います。

次に、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、旅費、交際費の不用見込みによる9万9,000円の減額。

2目事務局費では209万円の減額、4節共済費では2万2,000円を追加するほか、2節給料から19節負担金補助及び交付金の各節における不用見込額を減額するものです。

3目住宅管理費では、教職員住宅に係る経費の不用額で67万5,000円を減額。

2項小学校費、1目学校管理費では42万1,000円の減額で、内容は1節報酬から19節負担金補助及び交付金の各節における不用見込額を減額するものです。

2目教育振興費では、就学奨励費12万6,000円を減額。

3項中学校費、1目学校管理費では、賃金から備品購入費の各節における不用見込額を29万6,000円減額するものです。

2目教育振興費では6万円の減額、青少年研修交流事業補助金、就学奨励費における不用額を減額するものです。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では86万7,000円を減額、内容は1節報酬から9節旅費までの各節における不用見込額を減額するものでございます。

2目町民センター費では17万8,000円追加、主な内容は需用費の燃料費31万円を追加するほか、役務費、委託料、各節の不用が見込まれる13万2,000円を減額するものでございます。

3目社会教育施設費は、7節賃金から12節役務費までの各節における不用見込額67万1,000円を減額。

4目多目的集会施設費では、12万7,000円の減額。

5目創作活動施設費は18万6,000円の減額で、それぞれの節における不用見込額を減額するものです。

5項保健体育費、1目保健体育総務費は、1節報酬から13節委託料の各節において実績見込みをもとに不用額を53万9,000円減額するものです。

36ページの山村プール費は、賃金、需用費、役務費の不用見込額合わせて16万1,000円の減額。

4目学校給食費では、1節の学校給食運営委員報酬1万6,000円を減額するものです。

11款災害復旧費では、11節需用費、13節委託料合わせて51万円の不用額を減額。

12款公債費、1項公債費、2目利子では、230万円の減額で、内容は地方債償還利子を決算見込みをもとに減額するものです。

13款諸支出金、2項特別会計繰出金、1目特別会計繰出金では既定額に1,859万2,000円を追加するもので、内容は28節繰出金で老人保健事業特別会計に276万2,000円追加、国民健康保険事業特別会計に2,082万円の追加、水道事業特別会計で450万円の減額、下水道事業特別会計で49万円の減額をするものです。

3項基金費、1目畜産振興基金費では、草地貸付収入と積み立て利子分として9万2,000円。

5目豊かな環境づくり基金費で、寄附金として55万3,000円。

9目土地開発基金費で、宮下定住促進住宅土地売却収入と利子分として78万4,000円を追加するもので、その他の基金費については各積み立て実施分を追加するものです。

既定額に補正額6,229万5,000円を追加し、歳出総額を33億6,100万8,

000円とするものです。

○議長（石神忠信君） 総務課長、ちょうど昼の時間になりましたので、歳入については午後からの説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（米屋彰一君） はい。

○議長（石神忠信君） それでは、ここで昼食のため議場の時計で午後1時まで暫時休憩にします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

一般会計補正予算の歳入のほうの説明を総務課長をお願いいたします。

米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） それでは、歳入のほう、7ページをお開きください。1款町税、1項町民税、1目個人では767万円の追加で、現年度課税分、滞納繰越分とも実績見込みをもとに追加するものです。

2目法人では71万5,000円の減額で、実績見込みをもとに補正するものです。

2項固定資産税、1目固定資産税では、60万8,000円の増額で、内訳は現年度課税分80万5,000円の減額、滞納繰越分141万3,000円の追加で、それぞれ収入見込みをもとに補正するものです。

3項軽自動車税では8万9,000円の追加で、現年度課税分の実績見込みをもとに追加するものです。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税では115万4,000円減額で、収入見込みをもとに減額するものです。

2項地方道路譲与税では、収入見込みをもとに34万円を減額。

3款利子割交付金、1項利子割交付金では、収入見込みをもとに52万5,000円追加。

4款配当割交付金、1項配当割交付金では、収入見込みをもとに36万4,000円追加。

8ページをお開きください。6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金では62万7,000円減額で、収入見込みをもとに減額するものです。

7款自動車取得税交付金は、1項自動車取得税交付金で収入見込みをもとに111万円を減額。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金では、収入見込みをもとに7万円追加。

9款地方特例交付金は、収入見込みをもとに71万1,000円を減額。

2項特別交付金では、これも同じく収入見込みをもとに199万5,000円を減額す

るものです。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目普通交付税では算定結果に基づき2,250万6,000円追加し、18億7,226万3,000円とするものです。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では289万7,000円の追加で、内容は収入見込みをもとに、中頓別保育所保育料負担金235万6,000円追加、老人福祉施設入所者費用負担金54万1,000円を追加するものです。

13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料では33万4,000円の追加で、内容は幼児クラブ保育料13万3,000円、児童クラブ指導料20万1,000円をそれぞれ追加。

3目衛生使用料では18万8,000円の追加で、内容は火葬場使用料19万8,000円追加、墓地使用料1万円減額、それぞれ実績見込みをもとに補正するものです。

4目農業使用料では126万6,000円の減額で、町営牧場の使用料を収入実績に基づき減額するものです。

5目土木使用料では、183万9,000円の追加で、道路使用料から河川使用料まで各節におけるそれぞれの収入見込みをもとに補正するものです。

6目教育使用料では1万4,000円の減額で、各節におけるそれぞれの収入見込みをもとに追加または減額するものです。

2項手数料、1目総務手数料では6万9,000円の減額で、各節において収入見込みをもとに減額するものです。

2目衛生手数料では48万円の追加で、各節におけるそれぞれの収入見込みをもとに追加または減額するものです。

3目農業手数料では12万5,000円の減額で、現地目証明手数料、町営牧場捕獲手数料をそれぞれ収入見込みをもとに追加または減額するものです。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では527万円の減額で、内容は国民健康保険基盤安定国庫負担金を11万9,000円追加、障害者自立支援給付費国庫負担金を538万9,000円減額するものです。

2目衛生費国庫負担金は、老人保健事業に係る国庫負担金27万3,000円を追加。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金では133万1,000円の追加で、内容は障害者自立支援対策臨時特例交付金103万8,000円を減額するほか、各節におけるそれぞれの収入見込みをもとに追加するものです。

2目土木費国庫補助金は、地域住宅交付金を13万5,000円減額。

3目教育費国庫補助金では4万7,000円の減額で、特殊教育就学奨励費補助金2万6,000円、へき地児童生徒援助費補助金2万1,000円をそれぞれ減額するものです。

3項国庫委託金、1目総務費委託金では、参議院議員選挙費委託金で35万6,000円を減額するものです。

15款道支出金、1項道負担金、1目総務費道負担金では、土地利用規制対策事業費負担金1,000円追加。

2目民生費道負担金では197万2,000円の減額で、内容は身体障害者福祉道負担金145万9,000円の減額、国民健康保険基盤安定道負担金72万2,000円を追加、障害者自立支援給付費道負担金123万5,000円を減額するものです。

3目衛生費道負担金では27万3,000円の追加で、老人保健事業に係る道負担金を追加するものです。

2項道補助金、1目民生費補助金では91万5,000円の追加で、各節におけるそれぞれの収入見込みをもとに減額または追加するものです。

2目農林業費補助金では467万9,000円の減額で、内容は農業委員会補助金9万3,000円を追加するほか、各節におけるそれぞれの収入見込みをもとに減額するものです。

3目深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金は、収入見込みをもとに2万3,000円の減額。

3項道委託金、1目総務費委託金では3万3,000円の追加で、統計調査事務委託金4,000円の減額、北海道権限委譲事務委託金3万7,000円を追加するものです。

3目土木費委託金は、河川管理委託金2万1,000円を実績見込みをもとに減額するものです。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入では382万1,000円の追加で、内容は各基金の利子381万2,000円、株配当金9,000円の追加でございます。

2目財産貸付収入では69万9,000円の追加で、内容は土地貸付収入27万1,000円追加、建物貸付収入では職員住宅、教員住宅合わせて43万5,000円の追加で、施設貸付収入では旧松音知教職員住宅貸付料で7,000円の減額。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、土地売払収入、建物売払収入で192万3,000円の追加をするものでございます。

2目物品売払収入では、旧縫製工場高電圧変電設備の売り払い等で30万4,000円を計上するものでございます。

3目生産物売払収入では、町有林伐採売払収入で8万8,000円の追加。

16ページの17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金では、豊かな環境づくり寄附金として55万2,000円計上、これは6件の寄附がございました。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目天北線代替輸送確保基金繰入金では、施設維持管理分として30万9,000円の減額。

2目まちづくり基金繰入金では、304万8,000円の減額。

4目減債基金繰入金では、4,371万8,000円追加。

5目財政調整基金繰入金では、1,446万7,000円減額。

6目農林業活性化基金繰入金は、61万5,000円の減額。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、前年度繰越金507万9,000円を追加するものでございます。

20款諸収入、1項預金利子、1目預金利子では、47万8,000円追加。

2項貸付金元利収入、1目中小企業融資貸付金収入では、中小企業融資貸付金2万円追加。

4項雑入、1目雑入では668万7,000円の追加で、内容は電気料以下収入見込みをもとに減額及び新規計上をしております。

21款町債、1項町債では240万円の減額で、1目過疎対策事業債、3目公有林整備事業債は、地方債補正で説明しておりますので、省略いたします。

以上、既定額に6,229万5,000円を追加し、歳出総額を33億6,100万8,000円として、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 4ページについて伺いたいと思います。債務負担行為補正のところですけども、中頓別弥生線道路改良工事となっております。この6,000万円の性質についてお伺いします。どういう中身のものであるか。

それから、地方債補正ですけども、変更前も変更後も証書借り入れ、利率5.0%以内となっておりますけれども、これはどこから借りたのでしょうか。利率は、実際には何%なのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 中頓別弥生線道路改良工事（0国）の6,000万でございますけれども、これは国のゼロ国債でやる事業ということで、実際には平成20年度の予算で歳入歳出は組まざるということでございまして、ただ発注については3月中に行って、3月中に契約を結んで着工するということにはなります。それで、内訳としては、中頓別弥生線の平成19年度で完了している道路改良から先、佐藤一弥さん側に向かっての工事になります。あとは、内訳としては、工事請負費と事務費が入ってトータルで6,000万ということでありまして。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 起債の関係でございますが、これにつきましては許可はおりておりますが、今現在まだ借りてはいません。それで、利率でございますが、これは上限枠が5%以内ということでありまして、2月19日現在の利率でいきますと2.05%となっております。

○議長（石神忠信君） 借り入れ先も聞いているのですけれども。

米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 許可はおりているのですけれども、まだ決定はしておりません。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 私事前調査、準備不足で、ちょっと質問の内容としてはレベルが低いと思うのですが、勘弁してお聞きいただきたいと思うのですけれども、まず20ページの19節のハイヤーの運営補助、これは補助30万円という説明の仕方ではだめなので、どういう実態からこうなるのだというところの説明があるのが普通だと思うのです、予算の場合は。その辺と、もう一つ、次の21ページの一流の、中頓別づくり推進事業費補助金がなぜこれだけ残ることになったのか。それは、申請する事業者がいなかったというのが理由だろうと思うのですけれども、なぜいなかったのか。そこまで状況も説明してもらわないと、これだけ地域活性化のための資金がありながら活用されなかったという、これはどこに原因があったのかきちっと評価せざるを得ないと思うのです。よろしく願いします。まず、2点だけ。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） ハイヤーの関係でございますが、契約というか、お願いするときに320万円までの補償というのですか、売上げがなかった場合の補償を約束されております。それで、実際に収入見込みというか、決算というのですか、見込額で30万ほど足りなくなると予想されるので、30万の補正を組ませていただいたというところでございます。

それとあわせて、一流の、中頓別づくりの関係でございますが、確かに事業が現在2事業しかございませんでした。それで、前回の常任委員会だったと思うのですが、PRの仕方等にもっと工夫をせよというご指摘もありましたが、今後についてはそういった方向性でいく考えでございますが、2事業しかなかったということで、この金額を残したわけでございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 主に11ページなのですけれども、障害者自立支援関係の減額が大変大きいのですけれども、これはどういうことなのでしょう。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 障害者自立支援関係の国庫負担金あるいは国庫補助金等で、障害者自立支援給付費等で538万9,000円ということで、これにつきましては歳出の施設訓練等の経費が少ないことに伴って補助金も減額されるということでございます。国庫補助金の民生費国庫補助金、障害者自立支援対策補助金103万8,000円につきましても、障害者の自立支援の臨時交付金ということで減額しておりますが、これにつきましては当初国庫補助金で入るだろうということで予定して国庫補助金で組んでいたのですが、現実には道補助金でもって交付されるということでございまして、道補助金、民生費補助金の7節の障害者自立支援対策補助金、この中に移行させていただいたという

ものでございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 歳出の23ページなのですけれども、3款民生費のところでは2目老人福祉費なのですが、委託料です。後期高齢者医療制度激変緩和によるシステム改修委託料、これが230万円の追加ということですよ。かなりこのシステム改修にはお金がかかるのだなということをいつも思うわけなのですけれども、1つは後期高齢者医療制度、これがまだ条例として通っていない段階で補正を組むのはいかがなものかということが1つです。それと、激変緩和の対象になる方の人数だとか、できれば20年度分の激変緩和にかかわる金額、それもわかれば教えていただきます。もう一点は、激変緩和が終了した時点でまたシステム改修のための委託料というのかかるのかどうか。

以上、お聞きします。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） この後期高齢者医療保険料徴収システムあるいは後期高齢者医療制度に係る激変緩和のシステムにつきましては、平成20年4月1日から実施される後期高齢者医療事業に係る事業を実施するためのシステムの設置の委託料ということでございます。これにつきましては6月の議会において一部予算措置をさせていただいております。さらに、補助事業分といたしましては、平成19年の3月の議会において予算措置をさせていただいているもので、これにつきましては後期高齢者医療事業が実施されてから組んでは機能しないということでございますので、本年度中に予算措置をしなければならぬものでございます。それから、後期高齢者医療制度激変緩和によるシステムの改修でございますが、これにつきましては激変緩和の内容はご存じだと思いますが、国保以外の被保険者が後期高齢者に加入した場合に、その扶養家族については保険料が現在被扶養者に対する保険料については算定されていないことから、4月1日以降についてはそれらの被扶養者については後期高齢者の保険料が算定されるようになります。それを急激に保険料がかからないような形にしようということで、激変緩和を急遽国が設置をした、決めたことによるものでございます。この中身については、平成20年の9月までについては保険料を凍結、20年の10月以降3月までについては保険料の1割を負担していただくという制度でございます。その部分に係るのは現在何人いるかということについては、私どものほうでは把握はできません。実際にそういう方が出てきた段階で、そういう激変緩和の制度の対象になるということでございます。

（「緩和措置が終わった時点で、またシステム改修にするのか」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（奥村文男君） 済みません。

この激変緩和措置については、平成20年度に係る激変緩和措置でございます。ただ、国のほうで新たに対策を講じた場合については、新たにシステムの改修が必要となってくる形になるかと思っております。

(何事か呼ぶ者あり)

○保健福祉課長(奥村文男君) 激変緩和の前にシステムを改修した分については、そのシステムを今回改修をする形になります。

(「激変緩和措置が終わった段階で、またシステム変えるのにお金がかかるんでしょうかということです」と呼ぶ者あり)

(「もとに戻すのにまた金かかんのかいということ」と呼ぶ者あり)

○保健福祉課長(奥村文男君) それは、かかりません。

○議長(石神忠信君) 東海林さん。

○3番(東海林繁幸君) 調査不足で申しわけありません。まず、27ページの畜産業費で町営牧場管理委託料が140万ほど減額になっております。これは、多分扱う頭数が目標数から減ったということなのだろうと思うのですが、町営牧場の実績、これだけ町営でやる必要があるのかと思えるようなことも感じてしまうぐらいなので、その辺実績とこの減額の理由をきちっと教えていただければと思います。

次のページです。28ページです。有害鳥獣駆除業務委託料10万円減額、金額的には大したことないのだけれども、この委託料の契約の仕方が全体の委託ではなくて実績委託でこういう減額になったのか、その辺教えていただければと思います。

それと、次の林業費の林業振興費、19節負担金の中で、これも勉強不足で申しわけないのですけれども、21世紀北の森づくり推進事業補助金で減額し、その2段ほど下に北の森づくり機能強化対策事業補助金で追加しております。21世紀というのがつかないところからして別な事業なのか、でも北の森づくりと、こんなふうにつけていて、それが別な事業だとも思えないし、何だかさっぱりわからぬ。もう少しわかるように説明してください。

○議長(石神忠信君) 柴田産業建設課長。

○産業建設課長(柴田 弘君) まず、町営牧場の入牧関係のことですけれども、実質今年度はかなり入牧頭数が少なくなってきております。弥生牧場で44頭、神崎牧場で168頭です。これは、神崎牧場なのですが、授精対象牛と一般牛、一部一般牛も入れておりますが、その合計の頭数です。料金算定については、1日200円を実質入れた頭数で計算しておりますので、そういうような状況になっております。例年に比べて、今年度はかなり頭数が減っております。その要因については、最終的な分析行っておりませんので決算の中で明らかにしていきたいと思いますが、それに基づく収入、支出の分については均衡しております。いただいた収入に見合う支出をとっておりますが、かかる分はかかるものですから、頭数少ないことによって家畜衛生費のほうがかかってこないものですから、そういった収支均衡に今回は保てました。

それから、有害鳥獣についての委託料については、実績で補正させていただいております。

それから、林業費の21世紀北の森づくり推進事業補助金ですが、これについては民有

林の造林事業に対する補助金でありまして、道と一緒に補助金出しているものですから、こういった名前を、道の補助要綱に基づいて町も21世紀北の森づくり推進事業補助金という名称を使っております。これは、民有林の造林に対する補助金であります。それから、北の森づくり機能強化対策事業ですが、ちょっと済みません、時間下さい。この北の森づくり機能強化対策事業というのは、民有林の除間伐事業に対する補助金であります。当初民有林の除間伐事業についての面積の掌握がちょっとできませんで、実績的にかなり民有林の除間伐がふえましたので、追加させていただいております。この事業については、3年間の緊急的な民有林の除間伐事業で、今年度で終了する形です。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） わかったところはわかりましたけれども、ちょっと疑問に思ったのは、弥生の牧場44頭というのは、これ入牧した数ですか。

（何事か呼ぶ者あり）

○3番（東海林繁幸君） そうですか。それで、弥生牧場、我々から見たら、あれだけ随分お金もかけたし、広い牧場なのだけれども、それが44頭というのはまずなくても済むような、そんな状況になったのかなと思うのです。あれなくてはだめなのですか。

それと、授精牧場である神崎のほうは168の実績があるけれども、これも数少ないなと思うのです。かかる人件費や何かは同じだと思うのです。ですから、その辺もう少し効率的な運営ができるのか、できないのか、その余地があるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、有害鳥獣はわかりました。北の森のこともわかったのですけれども、同じところでこういう言葉の使い分けをしてみたり同じようなネーミングをしてみたりするのは、これは町が決めたことではないとはいえ、本当にわかりにくいようなことだと思うのです。こんなことではなくて、民有林造林補助だとか、民有林除間伐補助だとかと書いたほうがわかるでしょう、説明には。私たちはその内容を知りたくていのに、わからぬことを出そうとする、その辺に行政のかたさというか、難しいことを言ってばかしているのではないかと思われるような、そんな誤解までするので、これ我々議員や町民に説明するという意識で説明に書いたほうがいいのではないかと思うのだけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） まず、弥生牧場なのですけれども、満度に入れた頭数が60頭が限界であります。弥生牧場については、採草地と放牧地と2カ所に分かれておりますので、大半が採草地であります。それと、草地が造成してから10年以上経過しております。肥培管理をそれぞれ徹底しているのですが、全体的に収量も減少してきている状況もありますので、余り過度にならない入牧の仕方も今後していかなければならないし、農家さんに帰った段階で体重が減ったというようなことのないように、ある程度の過度に入れない形をとって今後運営していきたいと思っております。牧場の運営方法も指定管理

者に移したらどうかとか、いろんな意見をふだんから言われております。現段階でもいろいろな形での調査研究等をやっておりますが、できるだけ経費のかからない、また利用者負担も200円を現行ではまだ上げないような状況で運営していくということも考えていかなければならないところもありますので、指定管理者のほうも検討しながら、利用者負担も余り上がらないで利用できるような方法を今後とも模索していきたいと思っております。

それから、それぞれ補助金等をもたらしている名称を必ずしも予算書の説明資料に書く必要はないと私も思いますので、あくまでも説明ですので、当然わかりやすい説明の方法も今後検討していきたいと思っております。ただ、20年度の予算もこういった名称でまた書いておりますので、そのときは詳しくわかりやすく説明させていただきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

本多さんに申し上げますけれども、3回オーバーしておりますので。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第14号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第23、議案第15号 平成19年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

野呂町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第15号 平成19年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、浅野自動車学校校長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 議案第15号 平成19年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から409万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,708万円とするものでございます。

初めに、4ページの歳出についてご説明いたします。1款総務費、既定額から409万

8, 000円を減額し、3, 708万円とするものであります。1項総務管理費、1目一般管理費とも同額でございます。内容としましては、3節の職員手当で1万4, 000円追加です。4節共済費39万4, 000円の減額、これは内容としましては臨時職員が1名5月で退職したものですから、その部分にかかわる社会保険料、雇用保険料、労働保険料が大きなものでございます。7節賃金276万1, 000円の減額であります。これも同じように臨時職員が5月から減った分に関するものでございます。それと、冬期臨時職員の賃金なのですが、これは再三募集したのですが、応募がなかったものですから、ここで減額をしたものです。8節報償費2万円の減額です。これは、取り次ぎ報償費なのですが、一件も取り次ぎがなかったということです。9節旅費10万6, 000円の減額、これは不要な出張はできるだけ抑えまして、節約したものでございます。10節交際費、これもありませんでしたので、全額減額をしております。需用費につきましては、62万5, 000円の減額、内容は施設修繕費でコースの修繕代金が少なかった、あるいは自前でかなりのところをやった部分もありますので、減額になっております。それから、13節の委託料ですが、健康診断の委託料、これも1名分減額になっております。14節使用料及び賃借料3万8, 000円の減額、頓別川の河川敷の賃借料が2万3, 000円の追加です。AEDの賃借料6万1, 000円減額です。AEDを賃借しようと思ったのですが、公安委員会のほうからの指導で本物でなくて訓練をする器械のほうが好ましいということなので、今回これは計上しなかったものでございます。減額したものでございます。19節負担金補助及び交付金、これは指定校負担金が4, 000円の追加です。27節公課費14万3, 000円の減額です。これは、消費税の納付金が前年度の収入減によりまして減ったというところが大きなものでございます。車両重量税につきましては、教習車を1台減らしていたのですが、その教習車を送迎用に生かしたということで、その分ふえております。

したがって、歳出合計、既定額から409万8, 000円を減額し、3, 708万円とするものであります。

続きまして、3ページ、歳入についてご説明いたします。1款使用料及び手数料、既定額から1, 117万3, 000円を減額し、2, 784万9, 000円とするものであります。1項使用料、1目使用料とも同額でございます。内容としましては、普通自動車授業料972万円の減額、それから検定料、冬期割り増し料、その他、教習生が減少した分に伴うものでございます。

2款繰越金、既定額に775万円を追加して、775万1, 000円とするものでございます。1項繰越金、1目繰越金とも同額でございます。これは、前年度の繰越金でございます。

3款諸収入、既定額から67万5, 000円を減額し、148万円とするものであります。1項雑入、1目雑入とも同額でございます。内容としましては、1節雑入で高齢者講習の講習料を20万1, 000円減額、雇用保険6万3, 000円、クレジット手数料5

万3,000円、仮免申請料3万7,000円、仮免学科試験料、いずれも教習生減により減額したものでございます。それから、認定講習料25万6,000円の減額、認定講習というのは高齢者講習にかわるものなのです。内容としましては、通常の高齢者講習よりも1時間講習時間が長くて、内容も充実しているのですが、料金が8,000円なものですから、かなり強力で募集したのですが、ちょっと届かなかったと、こういうことでございます。

したがいまして、歳入合計、既定額から409万8,000円を減額し、3,708万円と歳入歳出のバランスをとっています。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 4ページの一般管理費の賃金で、臨時職員が退職されたということと、特に冬期臨時職員が募集したけれども応募がなかったということで、これだけのお金が浮いたということなのだけれども、そこを突っ込むわけではないのですけれども、臨時職員がいなくても結果としてやれたのかなというふうな見方もできるので、それはかなり無理されたのか、そこら辺の状況としてはやっぱりどうしてもこういう臨時職員は必要な状況なのか、何とか現行の職員でやろうと思えばでき得る範囲なのかということをお伺いしたい。

それから、先ほどのAED賃借料の説明をちょっと聞き漏らしたので、もう一度お願いしたいというふうに思います。

それから、歳入のほうでは、普通自動車授業料で972万ですよね。それで、それぞれ全部検定料とか大型特殊のほうも減額になっているのですけれども、特に普通自動車で972万というのは物すごく大きな金額になるのかなと。計で2,784万ぐらい、最終的にはそういうぐらいの数字になる。暫定額から見ると4分の1ぐらいの金額が減額ということになると、受ける生徒が相当減っているのかなというふうに思いますので、これはまた20年度の予算のときにも出るのかなと思うのですけれども、現状としてはどの程度の生徒の減になっているかお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） まず、臨時職員の件でございますけれども、臨時職員は5月に1名退職しまして、1月1日からまた1名新たに入りました。それで、ちょっと説明不足だったのですけれども、ちょうど繁忙期の部分は1名ふえていますので、大丈夫だったと。夏の間はご存じのとおり閑散としておりますので、1名減っても特に問題はなかったと。それから、冬期の臨時職員の部分なのですけれども、これはやはりその分は皆さん職員にしわ寄せは来ておりまして、またことしは割と雪が少なかったということで、非常に助かったというようなことでございます。

それから、AEDのことをございますが、自動体外式除細動器、これは教習の応急救護の中で使用するという話だったのです。それが本物でなくて訓練をする器械のほうが好ましいというような形になったものですから、これは本物の賃借なのですから、それを今回は取り下げたということなのです。

それから、歳入のほうの教習生なのですから、現実に教習生が減っておりまして、去年は114名、普通車おりました。きょう現在で95名です、ことし。それだけ減っております。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第15号 平成19年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成19年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第24、議案第16号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第16号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第16号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算については、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259万8,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,966万7,000円とするものをございます。

6ページ、歳出からご説明いたします。1款1項1目一般管理費では352万円を追加し、1,244万円とするもので、13節委託料で国保ラインシステム改修委託料で90

万1,000円の計上、後期高齢者医療に伴う激変緩和対応システムの改修委託料で261万9,000円を計上するものでございます。これにつきましては、国保ラインシステムにつきましては毎月の医療等の情報を管理し、国及び道に対する調整交付金を請求するためのシステムでございまして、後期高齢者医療制度及び前期高齢者制度が新たに加わることから、システム改修が必要になるものでございます。なお、国保システムにつきましては被保険者の情報を管理しているシステムで、この情報に基づき保険税の賦課等を行っており、このシステムが後期高齢者医療制度におきまして国が保険料を緩和するための措置を新たに実施することが決定されたことに伴い、システムの改修が必要になったものでございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費では57万2,000円を減額し、1,121万7,000円とするものでございます。

4項1目出産育児一時金では35万円を減額し、歳出合計259万8,000円を追加し、歳出の増額を3億2,966万7,000円とするものでございます。

次に、4ページ、歳入ですが、1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、12月の調定をもとに積算し、906万9,000円を減額するものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税におきましても、同様に12月の調定に基づき32万円を減額するものでございます。

2款国庫支出金、1項1目療養給付等負担金では388万1,000円減額するもので、一般療養給付費等の内示額に基づき減額するものでございます。

2項1目財政調整交付金では65万6,000円の減額で、これにつきましても内示に基づき減額するものでございます。

3款療養給付費交付金では、退職被保険者等療養給付費に係る交付金で230万6,000円の減額でございます。

5款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金につきましては、49万7,000円の追加。

2目の保険財政共同安定化事業交付金では、472万9,000円の減額をするものでございます。

6款繰越金では223万2,000円を追加し、18年度の繰越額を全額計上しております。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、1節出産育児一時金で23万3,000円の減額、2節保険基盤安定繰入金軽減分では112万2,000円の追加、3節財政安定化支援事業繰入金では201万7,000円の追加、4節その他繰入金では後期高齢者に係るシステム改修委託料分で261万9,000円、不採算運営分として1,529万5,000円の繰り入れを受けまして、歳入合計259万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出総額3億2,966万7,000円とするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 先ほどの一般会計でも質問が出されましたけれども、後期高齢者制度に伴う激変緩和対応システム改修委託料で、こちらでは261万9,000円になっているのですが、一般会計では230万の支出で、約30万の金額の差があるのですけれども、この30万のお金の動きというのはどういうふうなことなのか説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） この激変緩和対応システムの改修につきましては、先ほどの一般会計のシステムとは別個に、激変緩和が出てきたことによって国保会計のシステムを改修をしなければならないというものでございまして、その分として261万9,000円を計上させていただいたものでございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 町税の納期はすべて終わっていると思いますけれども、国民健康保険税の徴収率は現在何%ぐらいになっているのでしょうか。ある一定の数字を超えると報奨金のようなものが出ると聞いたことがありますけれども、徴収率はどのぐらいでしょうか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 徴収率は、ちょっと今押さえておりませんので、後ほどお知らせいたします。

○議長（石神忠信君） 報奨金、一定の率になったら報奨金が出ると聞いたのですけれどもという質問なのです。

○保健福祉課長（奥村文男君） 報奨金については、一定の徴収率を確保されることによって調整交付金等の減額はないということでございますので、昨年までは中頓別につきましては徴収率が他の町村と比較しても高い率で推移しておりますので、今年度におきましても特にその部分で減額されることはないというふうに押さえております。

（「追加答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 追加答弁あるそうです。

奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 現年度の保険税で現在のところ95%ということでございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第16号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で2時10分まで暫時休憩にします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第17号

○議長（石神忠信君） 日程第25、議案第17号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第17号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第17号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算については、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,946万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,546万3,000円とする。

5ページをお開きください。2款1項医療諸費では1,945万1,000円を減額するもので、医療費等の減額に伴うものでございます。

歳出合計を1,946万1,000円を減額し、歳出総額3億5,546万3,000円とするものでございます。

次に、4ページ、歳入ですが、1款支払基金交付金では、医療費の見込額に伴う19年度支払基金交付金の内示額に伴いまして1,391万5,000円を減額するものでございます。

2款1項1目医療費国庫負担金では736万2,000円の減額で、国庫負担金の交付内示額に伴いまして減額するものでございます。

3款1項1目医療費道負担金では94万4,000円の減額で、道負担金の交付内示に伴いまして減額するものでございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では276万2,000円を計上し、歳入合計を1,946万1,000円減額いたしまして、歳入歳出総額を3億5,546万3,000円とし、バランスをとっております。

以上で簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。
○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第26、議案第18号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第18号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 議案第18号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1条、総則、平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入について既決予定額から77万6,000円を減額して4億6,491万6,000円とするもので、支出については377万6,000円を減額して4億6,191万6,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出ですが、収入について既決予定額に1億5,817万4,000円を追加して1億8,070万7,000円とし、支出については1億5,768万3,000円を既決予定額に追加をして1億9,266万3,000円とするもので、収入が支出に対して不足する額1,195万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

続いて、第4条、企業債ですが、まず企業債の追加ですが、目的は借換債でございまして、昭和58年に町立病院改築事業で借り入れた金利7.3%の資金について補償金免除繰上償還が認められたことによるものです。限度額1億5,800万円、起債の方法は証書による借り入れで、利率は5%以内、償還の方法は借り入れ先の融資条件または借り入れ先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができるものとします。

続いて、2ページ、起債の変更ですが、医療機械器具購入事業で限度額120万円を110万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法等に変更はございません。

第5条、他会計からの補助金ですが、既決予定額に1億3,152万5,000円を追加して1億6,497万7,000円とするものでございます。

続いて、内容についてご説明をいたします。本日配付を別にいたしました年度別収支の決算状況及び3月補正予算案の資料で説明をしていきたいと思いますが、予算書の10ページ以降の説明欄等も見ながらお聞きいただければと思います。それでは、資料の……

○議長（石神忠信君） これ持っている、3枚のやつ、これで説明します。

○国保病院事務長（青木 彰君） その資料の2ページ目をごらんいただきたいと思えます。収益的収支の収入からご説明いたします。病院事業収益、3月補正後、Bですけれども、4億6,491万6,000円ということで、77万6,000円の減額としております。

医業収益で、まず入院収益1億8,360万円ということで、4,360万円の増額でございまして。

外来収益については1億1,520万円ということで、1億7,317万1,000円を減額したところであります。

その他医業については1,810万円ということで、220万円の減額補正です。医業相談収益で180万、その他医業で40万円の減額をそれぞれしております。

それから、医業外収益ですけれども、1億4,501万6,000円ということで、1億2,799万5,000円を増額してございます。

預金利子で13万円ということで12万円の増額。

次に、他会計補助金ですけれども、1億4,190万5,000円として、1億2,823万2,000円を増額しています。企業債利子として906万円ということで、2万2,000円の追加、それから研究研修費として127万円、17万円の追加と、それから運営費補助として電源立地交付金、一般会計の中で説明がございましたが、深地層研究

施設周辺地域特別対策事業補助金ということで1, 171万6, 000円が認められましたので、それを見込んでございます。それから、不採算運営費分、交付税内として4, 913万5, 000円の追加でございます。それから、交付税外分として6, 718万9, 000円と。

それから、患者外給食費として69万、4万2, 000円の追加をしてございます。

その他医業の部分では229万1, 000円を見込みまして、39万9, 000円の減額補正と。

それから、特別利益といたしまして、300万円追加させていただいているという状況でございます。

続いて、3ページ、収益的収支の費用についてご説明いたします。病院事業費用4億6, 191万6, 000円ということで、377万6, 000円の減額補正です。

医業費用で4億4, 589万2, 000円ということで、329万5, 000円の減額補正。

給与費につきましては、給料、手当、法定福利費等で、これは人事異動等の精査によるもので、トータル360万1, 000円を減額してございます。

それから、材料費については414万円の減額補正で、薬品費で314万、診療材料費で70万、給食材料費で30万円をそれぞれ減額を見込んだところでございます。

続いて、経費ですけれども、5, 705万2, 000円ということで、48万8, 000円の減額を見込んでおります。主なものといたしまして、光熱水費、電気、水道、下水道の決算見込みを見まして39万円の減額補正と。それから、燃料費につきましても、重油、ガソリン、ガス等ですけれども、27万円の減額を見込んでいます。食料費につきましては、出張医師用の食料費ですけれども、7万円の減額を見込んでおります。それから、印刷製本費につきましては、9万円の減額と。それから、修繕費につきましても、車の修繕料等を精査をいたしまして、8万円の減額補正と。それから、賃借料ですけれども、寝具病衣等がふえている部分と薬剤分包機が1月以降、二十数年経過した機械が壊れたということで急遽、中古ですけれども、賃貸をしております、その分で11万6, 000円ほど追加をさせていただいています。それから委託料については、エックス線の被曝線量の測定についても追加をさせていただいて、コピーの保守料についても合わせて10万1, 000円を追加してございます。あと、諸会費につきましては、自治体病院協議会の負担金の減額ということで6万5, 000円を減額しています。それから、雑費ですけれども、看護師の募集ということで新聞広告、道新、日刊宗谷ということで広告料として15万円ほど、それから名寄の市立病院のほうから医師の派遣も来ていただきましたので、その派遣の負担分ということで11万、合計26万円を追加させていただいています。

続いて、資産減耗ですけれども、機械備品で493万4, 000円ということで、これにつきましては機械備品等の乖離分の整理でございまして、平成16年度ボイラーの入れ

かえによる減耗がなされていませんでしたので、それを今回追加をするということで493万4,000円を追加をさせていただいています。

続いて、医業外費用ですけれども、48万1,000円の減額をさせていただいて、1,592万4,000円ということで、支払利息について1,386万2,000円ということで4万5,000円の追加をさせていただいています。

それから、患者外給食のところでは94万円を見込みまして、6万円の減額と。

それから、消費税につきましては、18年度分ということで終了しておりますので、その分ということで46万6,000円減額をさせていただきました。

収益的収入、支出については以上の内容で、一番最初の1ページに戻っていただきたいのですが、病院運営費分ということで、3月補正後ですが、平均入院人数ですが、28人、外来97人というふうに見込んで、今ご説明をした内容を差し引きいたしますと、収支、①のところですが、1億638万4,000円と。

資産関係分ですけれども、3月補正後のところで3,552万1,000円ということで、単年度収支1億4,190万5,000円ということになります。

他会計補助金関係の内訳ですけれども、先ほどご説明した内容がそこに整理をされていまして、企業債利子分906万、基礎年金拠出分353万5,000円、研修経費分127万、合計1,386万5,000円と、それから運営費補助、電源立地交付金分ですが、1,171万6,000円と、それから不採算運営費分ですけれども、交付税内で4,913万5,000円、交付税外分として6,718万9,000円と、合計1億2,804万と、それと特別利益ということで300万円見込みまして1億4,490万5,000円ということで、最終的な決算につきましては300万円の黒字決算をしたいという考えでございます。あわせて、累積欠損金については300万円、前年度から見て少ない形で2億9,540万4,652円という内容にしていきたいという考えであります。

4ページを見ていただきたいのですが、資本的収支についてご説明いたします。まず、資本的収入ですけれども、1億8,070万7,000円ということで、1億5,817万4,000円の増額でございます。

出資金では2,160万7,000円ということで、27万4,000円の増額。

まず、一般会計出資金ですけれども、企業債元金は変わりございません。過疎債分として110万円ということで、10万円の減額、単独備品施設分ということで39万3,000円の増額をさせていただいています。

それから、他会計から出資していただく額153万5,000円ということで、1万9,000円の増額と。

それから、企業債ですが、1億5,910万円ということで、1億5,790万円の増額を見ています。病院事業債では110万円ということで、10万円の減額、最初に企業債のところでご説明しましたが、借換債ということで1億5,800万円の追加をしてございます。

資本的支出のほうですが、1億9,266万3,000円ということで、1億5,768万3,000円の増額でございます。

企業債償還分で1億8,671万円ということで、1億5,800万1,000円の追加補正でございます。補償金免除繰上償還が認められたことによるもので、その償還に充てる分でございます。1億5,800万1,000円の増額です。

それから、建設改良費ですが、595万3,000円ということで、31万8,000円の減額です。まず、機械備品ですけれども、ことし予定しておりました機械備品についてはすべて購入が終わりまして、536万4,000円に対して516万5,000円を入れておりますので、19万9,000円の減額ということでございます。次に、施設費ですが、78万8,000円ということで、医師住宅の石油ストーブ、給湯器関係ですけれども、最終的に11万9,000円の減額で終えているということでもあります。

不足額1,195万6,000円については、当年度分損益勘定留保資金で補てんをするという内容になってございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 2ページ目のところですが、年度別収支詳細、その中で運営費補助、下の段の真ん中辺ですが、運営費補助、電源立地、これが1,171万6,000円ということになってはいますが、これは一般会計の歳入のほうで15款にありました深地層研究施設補助金1,171万、これのことですね。以前にこれが導入される、決まるときに、基金費に繰り入れる、あと半分ぐらいは別な事業に使うというふうな、そんなふうになっていたのですけれども、今回19年度は全額を病院のほうへ使うという、そういうことですね。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 中頓別町に割り振られています1,171万6,000円について、全額病院のほうにということでございます。11月から2月までの医師の給与に対して認められたもので、全額病院会計のほうへということでございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） なければ、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第18号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第27、議案第19号 平成19年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第19号 平成19年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきましては、産業建設課中原参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 議案第19号 平成19年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ863万1,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9,764万5,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明をいたします。5ページをお開きください。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきましては、既定額から863万1,000円を減額し、2,730万9,000円とするものです。補正の内訳につきましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金につきましては人事異動に伴う人件費の減額、7節賃金から16節原材料費及び27節公課費につきましては執行減等による不用額を減額するものであります。

歳出合計につきましては、既定額1億627万6,000円から863万1,000円を減額し、9,764万5,000円とするものです。

続きまして、事項別明細書、歳入についてご説明をいたします。4ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料につきましては、既定額から257万2,000円を減額し、5,964万2,000円とするものです。内訳につきましては、1節現年度、水道使用料で決算見込額に基づき271万3,000円を減額、滞納繰越で平成18年度までの滞納繰越分14万1,000円を追加するものです。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額から450万円を減額し、3,666万1,000円とするものです。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、既定額に6万4,000円を追加し、6万5,000円とするものです。

5款諸収入、1項雑入につきましては、既定額289万9,000円から162万3,

000円を減額するものです。

内訳は、1目雑入、1節雑入について、量水器取りかえ工事料で執行減等による76万6,000円の減額。

2目弁償金、1節水道施設移転補償費につきましては、町道1条通り線、7丁目線水道移転補償費で執行減及び町道7丁目線で水道の移転補償が発生しなかったことにより85万7,000円を減額するものです。

歳入合計は、既定額1億627万6,000円から863万1,000円を減額し、9,764万5,000円とするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第19号 平成19年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成19年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号

○議長（石神忠信君） 日程第28、議案第20号 平成19年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第20号 平成19年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきましては、産業建設課中原参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 議案第20号 平成19年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

（歳入歳出の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ115万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,756万4,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明をいたします。6ページをお開きください。1款下水道費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、既定額から115万5,000円を減額し、3,387万5,000円とするものです。補正の内訳につきましては、8節報償費で新築住宅1軒の受益者に対する受益者分担金一括納入報償金として5,000円を計上、9節旅費から27節公課費につきましては不用額を減額するものであります。

2款公債費、1項公債費、2目利子につきましては、既定額に4,000円を追加し、2,581万4,000円とするものでございます。内訳につきましては、23節償還金利子及び割引料で長期償還利子不足分4,000円を追加するものでございます。

歳出合計につきましては、既定額1億2,871万5,000円から115万1,000円を減額し、1億2,756万4,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳入についてご説明をいたします。4ページをお開きください。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金につきましては、既定額に17万2,000円を追加し、40万9,000円とするものです。内訳につきましては、1節現年度分で新築住宅1軒の受益者負担金不足分2万1,000円を追加、2節滞納繰越分で2軒、15万1,000円を追加するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料につきましては、既定額から101万6,000円を減額し、2,580万1,000円とするものでございます。

2項手数料につきましては、既定額に5万7,000円を追加し、6万円とするものでございます。内訳につきましては、1目工事検査手数料で1万3,000円、2目指定店登録手数料で1万5,000円、3目責任技術者登録手数料で2万9,000円をそれぞれ追加するものでございます。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額から49万円を減額し、6,246万6,000円とするものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、既定額に8万7,000円を追加し、8万8,000円にするものでございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入につきましては、既定額に3万9,000円を追加し、4万円とするものでございます。内訳は、平成18年度の下水道汚泥運搬負担金の還付金でございます。

歳入合計は、既定額1億2,871万5,000円から115万1,000円を減額し、1億2,756万4,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 6ページの委託料について基本的な考え方をちょっと伺いたいものだけでも、まず管理業務委託契約という時期は多分年度当初というか、4月1日契約

なのか、その辺ちょっとわからないのだけれども、その契約を終えた後、年度途中で契約を変えるということがあり得るのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 契約の期間でありますけれども、通常は年間を通しての契約になりますから、4月1日契約、3月31日完了ということになります。それで、委託業務の中身については、基本的に契約内容に基づいて行いますので、年度途中で増減するということは基本的にはありません。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） これは、いろんな会計上の問題で考え方だと思うのですが、町長、例えば45万1,000円減額することは年度当初の契約時点でわかっていたことなの。この減額補正がどういうわけか、すべて3月議会に持ってこなければならぬという、そんな理由は全くないと思うので、こういった明確な減額がある場合には早い議会での補正というのは、これは財政状況を把握するから、そうしたほうがいいと思うのですが、いかがですか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 下水道の管理センターだけではありませんけれども、4月1日に委託等の契約を結んで、予算と契約を結んだ委託料の額に差が出た場合、当然途中で変更というのはほとんど一般的には考えられませんから、できるだけ早い機会に減額をするなどの措置をしたほうがいいのでなからうかと、こういうようなご指摘でなからうかなと思います。私どももできるだけそういう考え方を持っておりますけれども、ただそれだけをするのにいろんな印刷だとか、そういうものをかけるのがいいのかどうなのかと、そういうことも含めて、できるだけ経費節減を図るという意味合いからすると、まとめて減額を年度末にしたら一番効率的でいいのかなと思っています。しかしながら、こういう大きな場合については、逆に違う面で議員の皆さんたちにお知らせするという方法も考えてみたいなど、このように思います。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） 参考までに聞きたいのですが、水道も聞こうと思ったのだけれども、下水道も対して変わらぬから、滞納繰越分ということで15万1,000円追加されている。このほかに滞納はありませんか。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 15万1,000円を追加して、実際は15万2,200円であるのですが、これは2件分の滞納繰越、18年度からの滞納繰越ということで、それで今現在はこのうちの11万6,200円が既に19年度中に納入済みでございまして、残りは3万6,000円となっております。それで、このほかには繰り越しはございません。

○議長（石神忠信君） ほかにご質疑ありますか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第20号 平成19年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成19年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第29、議案第21号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第21号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課竹内参事に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(竹内義博君) 議案第21号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

説明前に、正誤表で1カ所の訂正をいたしましたけれども、2ページを開いてください。2ページの3款国庫支出金、1項国庫支出金という形になってはいますが、これ国庫負担金の間違いですので、訂正をお願いいたします。

それでは、1ページをお開きください。

第1条、歳入予算の補正、歳入の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算の補正」による。

それでは、4ページをお開きください。歳入についてご説明をいたします。2款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では613万3,000円の減額補正で、4,954万1,000円。

3款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では163万7,000円の減額補正で、2,850万9,000円。

4款の道支出金につきましては、1項道負担金、1目介護給付費負担金では127万3,000円の減額補正で、2,694万8,000円とするものでございます。

これらの支払基金交付金、国、道負担金の減額補正につきましては、平成18年度の実績に基づき標準給付費の額を設定し、それぞれの交付率を乗じて交付されますが、養護老

人ホーム入所者がホームヘルパー、それからデイサービスを利用できることになりましたけれども、この保険給付費が平成19年度の標準給付費に反映されなかったということで、交付金、負担金がそのまま内示されたことから、今回減額補正するものでございます。しかし、支払基金交付金、国、道負担金の不足につきましては、平成20年度の過年度分として精算され、交付されます。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では710万9,000円を追加補正し、893万2,000円。

7款の繰越金、1項繰越金、1目繰越金では193万4,000円追加補正し、727万7,000円とし、支払基金交付金、国、道負担金の減額に伴う財源措置をするものでございます。

歳入の総額、既定額に変更なく、1億9,354万3,000円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 介護給付費準備基金というのは、19年度末で総額で幾らになる見込みですか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 保険給付費につきましては、現在予算額が1億7,959万4,000円の予算づけとなっております。それで、これらにつきましては、これから二月おくれの介護保険の請求ということから、まだ12月までの請求しか来ていない。それで、1月、2月、3月の給付費が出てきておりませんので、正確な金額がまだ出てきておりません。大体1億8,000万弱、1億7,500万ぐらいかなということにとらえております。

以上です。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「基金」と呼ぶ者あり）

（「もう一回質問繰り返して、ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時54分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 私からお答えをいたしますけれども、18年度末が2,405万1,000円でありますから、今回補正予算で計上している額、総額で893万2,000円組んでいますから、これを全額支出したとして1,511万9,000円残ります。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第21号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第30、請願第1号 地域医療の確保に関する請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告は、委員会付託を省略することになっております。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である東海林さんから説明を求めます。

○3番（東海林繁幸君） 請願第1号について朗読をもって説明にかえさせていただきます。

受付番号、第1号。

受理年月日、平成20年2月27日。

所属委員会、いきいきふるさと常任委員会。

2008年2月27日付、中頓別町議会議長、石神忠信様。

地域医療の確保に関する請願書。

請願団体、稚内市中央1丁目2番23号、連合北海道宗谷地域協議会会長、古川裕輝、同じく、枝幸郡中頓別町字中頓別、自治労中頓別町職員組合執行委員長、工藤正勝。

請願の趣旨でございます。

現在自治体病院をはじめとする全国の病院等における医師不足が顕著となり、地域ご

と・診療科ごとの不足等の解消が喫緊の課題となっています。特に、診療科の偏在については、産科・小児科以外の診療科においても進行しており、救急医療体制に支障が出るなど一層深刻な社会問題となっています。

また、医師・看護師等医療従事者の絶対数の不足により過重労働を招いている現状が医療を取り巻く環境の悪化にさらに拍車をかけています。

この様な中、総務省は、「公立病院改革ガイドライン」を示し、自治体病院の経営効率をめざすものとしています。

しかし、公立病院の経営悪化の原因は診療報酬のマイナス改定更には地方での医師不足の深刻化や少子高齢化、過疎化、自治体財政の悪化等、病院事業をめぐる社会環境の変化による影響が大きく、医師や看護師確保対策など基本的対策を講ずることなく財政効率化ありきの経営改革のみを急げば、結果として地域医療の崩壊を招くことになります。

地域医療は、住民にとってなくてはならない地域社会の基盤であり、自治体だけでなく国の政策として対策を講じる必要があると考えます。

以上の趣旨から、貴議会におかれましては意見書の採択をいただき、以下の事項について関係機関へ働きかけられますようお願いいたします。

記

1. 医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、医師派遣体制を構築するとともに、医師の絶対数を確保するための措置を講じること。
2. 産科・小児科医等の不足が深刻な診療科において、医師の計画的な育成、確保及び定着がなされるよう、実効ある施策及び財政措置の充実を図ること。
3. 看護師等の養成・確保を図るため、養成機関の充実や勤務条件の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。
4. 地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」や医学部に「専門講座」等を設けるとともに、十分な財政措置を講じること。
5. 地域医療において、地域住民誰もが、いつでも、どこでも医療機関にかかり必要とされる医療を受けることができるよう、国政が責任ある政策を講じること。
6. 地域医療を担う自治体病院に対し、繰出し基準の改善とそれに見合う各自治体への交付税措置の改善を図る財政措置を講じること。
7. 自治体病院の安易な廃止・経営形態の変更を強要しないこと。

以上でございますが、この件につきましては、いきいきふるさと常任委員会の所管事務調査においても、病院の財政事情の項目で委員会ではほぼこういった内容のことをよしとした議論がなされておりますので、この請願についての採択をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第1号 地域医療の確保に関する請願を採決します。

本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号 地域医療の確保に関する請願は採択することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 3時00分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員